

土総第810号
令和2年3月10日

総務部営繕課長 様
各県民センター所長 様
隠岐支庁県民局長 様
隠岐支庁農林局長 様
隠岐支庁水産局長 様
隠岐支庁県土整備局長 様
防災部消防総務課長 様
農林水産部各課長 様
各農林振興センター所長 様
各水産事務所長 様
土木部各課長 様
各県土整備事務所長 様
浜田河川総合開発事務所長 様
出雲空港管理事務所長 様
宍道湖流域下水道事務所長 様
浜田港湾振興センター所長 様

土木部土木総務課長
(建設産業対策室)

配置予定技術者の優先順位撤廃を行う対象工事の範囲拡大について（通知）

このことについては、平成29年10月23日付土総第519号土木部長通知により、総合評価方式を適用する建設工事のみ、入札参加希望者は、優先順位なく3名まで、配置予定技術者の複数申請を認めることとしていました。

この度、技術者の柔軟な配置を可能とするため、この取扱いについて下記のとおり見直すこととしましたので、適切な運用をお願いします。

記

1. 配置予定技術者の優先順位撤廃について

- (1) 一般競争入札または簡易型一般競争入札における入札参加希望者は、優先順位なく3名まで、配置予定技術者の複数申請を認める。
- (2) 落札者となった場合は、申請した候補者のうちのいずれかを配置技術者として定め、契約締結後7日以内に発注者へ届け出ることとする。（従来の総合評価方式適用工事と同様）
- (3) 落札候補者となった場合の競争参加資格要件の確認は、複数申請した全ての者について行い、1人でも資格がない場合は、その入札は無効となる。（従来の総合評価方式適用工事と同様）
- (4) 入札参加希望者は、競争参加資格確認資料提出後に全ての候補者が他工事の配置技術者となった場合等で配置できなくなった場合のみ、発注者へ速やかに連絡することとする。また、発注者は、競争参加資格確認資料提出時点の、指定日以降の専任要件確認等を行う。（従来の総合評価方式適

用工事と同様)

(5) 総合評価における配置予定技術者の評価にあたっては、従来どおり候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

2. その他

- ・平成29年10月23日付土総第519号土木部長通知については廃止し、併せて配置技術者届を別添のとおり統一する。
- ・本通知に基づく取扱いは試行とする。
- ・入札公告文例の改定については別途通知を行う。

3. 適用日

令和2年4月1日以降に入札公告をする工事から適用する。

配置技術者届

商号又は 名称（会社名）			
ふりがな 氏名			
工事名			
資格区分			
監理技術者証		<input type="checkbox"/> 有（平成 年 月 日交付） <input type="checkbox"/> 無	
雇用状況等		<input type="checkbox"/> 申請日前3か月以上の雇用関係がある <input type="checkbox"/> 営業所の専任技術者ではない <input type="checkbox"/> 建築士事務所の管理建築士ではない	
同一技術者を配 置技術者として 届け出たその他 の工事	発注機関名	工事名	開札日時
			月 日 :
			月 日 :
配置技術者の工事経験 （以下は、配置技術者の要件として工事経験が求められていない場合は記入不要）			
工事名			
発注機関名			
工期		（着工）平成 年 月 日（完成）平成 年 月 日	
工 事 概 要	項目	形式・数量等	項目

必要な資格者証等の写を添付すること。恒常的な雇用関係が確認できる書類を添付すること。

複数の配置技術者を届出の場合は別葉とし、落札者となった場合はいずれかの者を本件工事に配置すること。

届け出た技術者の変更は、真にやむを得ない理由によるものを除き、原則として認めない。

届け出た全ての配置技術者が本件工事に配置できなくなり、契約締結ができなかったときは、指名停止措置の対象となることがある。

参考

土 総 第 5 1 9 号
平成29年10月23日

総務部 営繕課長 様
隠岐支庁関係機関の長 様
防災部 消防総務課長 様
農林水産部 関係各課長 様
農林水産部 関係地方機関の長 様
土木部 各課長 様
土木部 地方機関の長 様

土木部土木総務課長
(建設産業対策室長)

建設工事の総合評価方式の入札における配置技術者の複数申請について (通知)

このことについては、「入札公告文例」において、入札参加希望者は優先順位を付けた複数の配置技術者を候補者として提出できますが、優先順位第1位以外の者は第1位の者が他工事の配置技術者として落札決定を受けた場合以外は配置を認めないこととしています。

この度、運用の適正化を図るため、この取扱いについて下記のとおり見直し、「入札公告文例」の改定を行うこととしましたので、下記により適切な運用をお願いします。

記

1. 今後の取扱いについて

- (1) 総合評価方式による発注に限り、入札参加希望者は、優先順位なく3名まで、配置予定技術者の複数申請を認める。
- (2) 落札者となった場合は、申請した候補者のうちのいずれかを配置技術者として定め、契約締結後7日以内に発注者へ届け出ることとする。(提出期限と提出様式は従来どおり。)
- (3) 落札候補者となった場合の競争参加資格要件の確認は、複数申請した全ての者について行い、1人でも資格がない場合は、その入札は無効となる。
- (4) 入札参加希望者は、競争参加資格確認資料提出後に全ての候補者が他工事の配置技術者となった場合等で配置できなくなった場合のみ、発注者へ速やかに連絡することとする。
発注者は、競争参加資格確認資料提出時点の、指定日以降の専任要件確認等を行う。
- (5) 総合評価における配置予定技術者の評価にあたっては、従来どおり候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

2. 留意事項

- (1) 「入札公告文例」及び「配置技術者届(総合評価方式による発注用)」を、別添のとおり改定する。

なお、今後は、入札参加希望者が誤らないよう、全ての一般競争入札及び簡易型一般競争入札の発注時に「配置技術者届」様式を PPI へ添付すること。(総合評価方式の発注時は「配置技術者届(総合評価方式による発注用)」様式を、総合評価方式以外の発注時は従来どおりの「配置技術者届」様式を、PPI へ添付。)

(2) 総合評価方式以外の簡易型一般競争入札は、従来どおりの取扱い(優先順位を付けた候補者の提出)とし、入札公告及び「配置技術者届」様式の改定は行わない。

発注の際は、入札公告への記載及び「配置技術者届」様式の添付誤りのないよう注意すること。

3. 適用日

平成29年11月1日以降に入札公告をする工事から適用する。